

## 「学校図書館いきいき推進事業」学校図書館業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

### 第1 設置

「学校図書館いきいき推進事業」学校図書館業務委託を実施するに当たって、プロポーザル方式による契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、四日市市学校図書館いきいき推進事業学校図書館業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 第2 所掌事務

委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領の確認に関すること
- (2) 事業者選定に関すること
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること
- (4) その他必要な事項

### 第3 組織

委員会の委員は、四日市市教育委員会事務局の職員と三泗学校図書館研究会会长等、教育委員会事務局において認めるとする。

2 委員会には委員長を置き、委員の互選により選任する。

### 第4 委員長の職務等

委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

### 第5 会議

委員会の会議は委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

### 第6 意見の聴取

委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

### 第7 庶務

委員会の庶務は、四日市市教育委員会教育推進課において処理する。

### 第8 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

#### 附則

この要綱は、令和7年1月2日から施行する。